

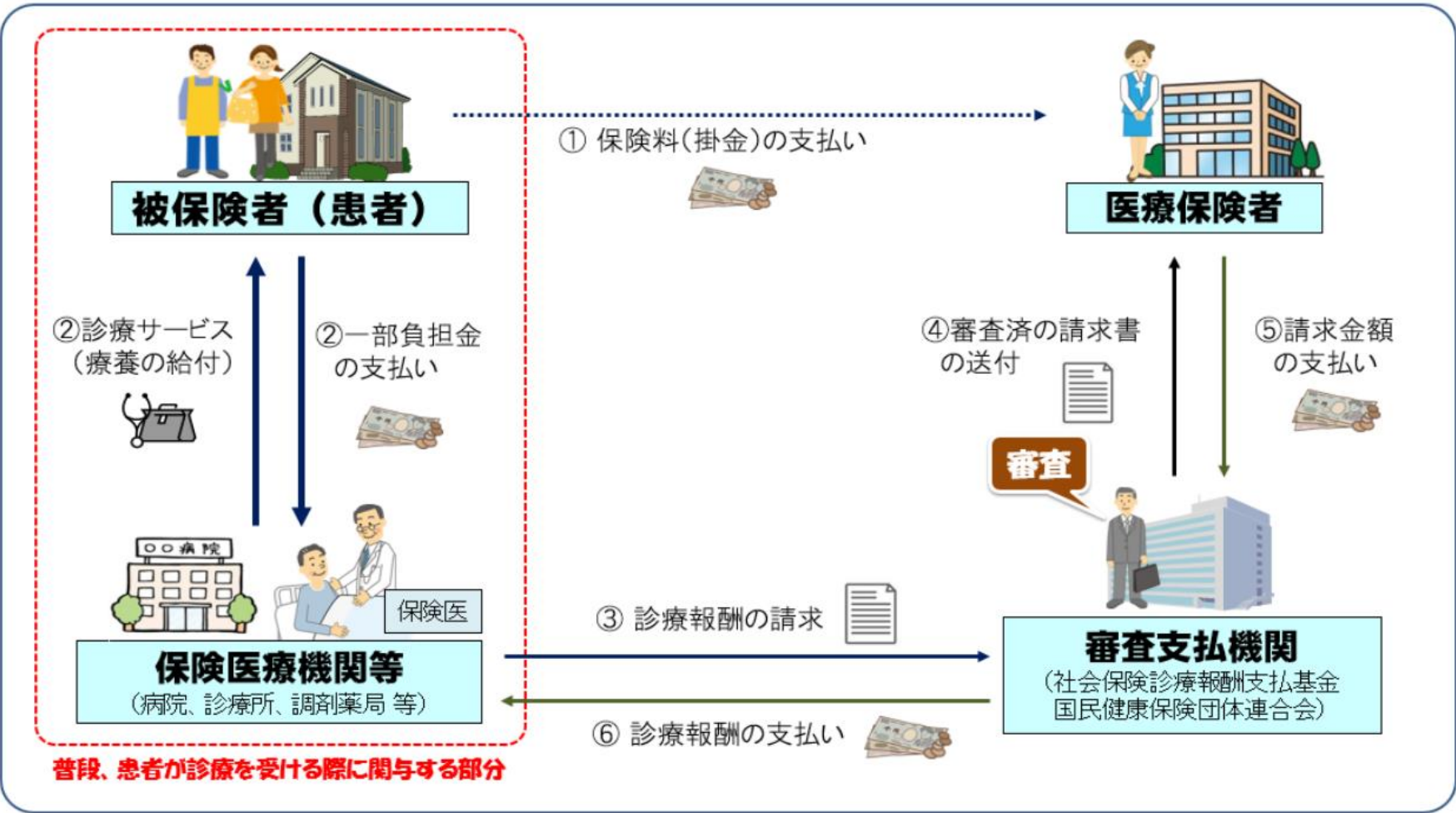
マイナンバーカードの健康保険証利用について

日本語版 （2025.1時点）

厚生労働省 保険局

日本の医療保険制度の概要

日本の医療保険制度では、加入対象者全員が保険料を支払うことで、一定の自己負担のもと、医療を受けることができます。加入対象者には、日本国民はもとより、在留期間が3か月を超える方など一定の要件に該当する外国人も含まれます。実際に医療を受ける際には、どの医療機関・薬局を受診するかは加入対象者が自由に選ぶことができます。



医療機関・薬局の受診方法

マイナンバーカード等で資格確認することで、1割～3割の自己負担で受診することができます。

医療機関・薬局の受診方法

医療機関や薬局を受診する際には、

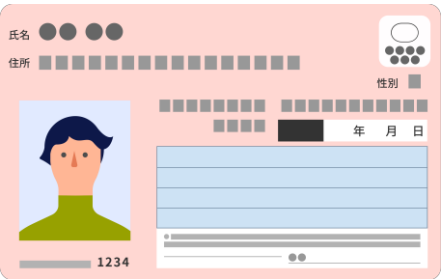
- ・マイナンバーカード
- ・健康保険証※
- ・資格確認書※

のいずれかで資格確認を行います。

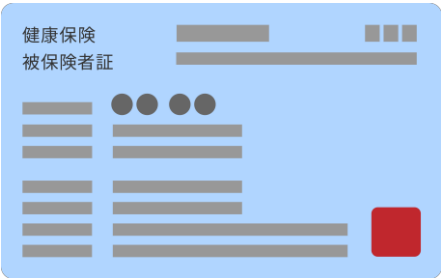
(※) マイナンバーカードをお持ちでない方や、健康保険証として利用登録していない方は、健康保険証（最長で2025年12月1日まで）または資格確認書（2024年12月2日以降発行）をご使用いただけます。

そうすることで、実際にかかった医療費を10割負担することなく、**6歳～69歳の方は3割**の自己負担で受診できます。それ以外の方も、年齢や所得に応じて、1割・2割・3割負担のいずれかで受診できます。

マイナンバーカード



健康保険証 (～2025年12月1日)



資格確認書 (2024年12月2日～)

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別	負担割合	割	
生年月日	年	月	日	
適用開始年月日	年	月	日	
交付年月日	年	月	日	
世帯主氏名				
住所				
保険者番号	□□□□□□			
交付者名	印			

マイナンバーカードの取得方法について

マイナンバーカードを取得するための申請方法は、4 つあります。

スマートフォン（日本語のみ）

1. スマホで顔写真を撮影(手順の途中で撮影することも可能です。)
2. スマホで個人番号通知書の**交付申請用QRコード**を読み取る
3. 表示された申請者専用Webサイトでメールアドレス等を登録
4. メールアドレスに申請者専用WebサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



証明用写真機

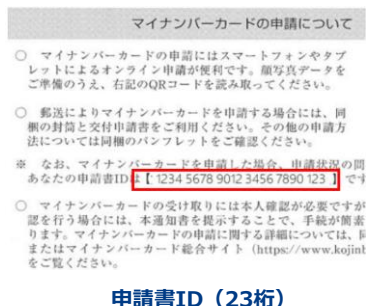
1. タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
2. 撮影用の料金を投入して、個人番号通知書の**交付申請用のQRコード**をバーコードリーダーにかざす
3. 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
4. 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了



パソコン（日本語のみ）

1. デジタルカメラ等で顔写真を撮影
2. 申請用Webサイト※で**申請書ID（23桁）**を入力し、メールアドレスを登録
3. 申請者専用WebサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

※(<https://net.kojinbango-card.go.jp/>)



郵便

1. 個人番号通知書に同封されている交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼付
2. 同封の返信用封筒に入れて郵送し、申請完了



日本語以外のマイナンバーカードの交付申請書についてはWebサイトをご参照ください

Webサイトアクセス用のQRコードはこちら⇒



※申請書のダウンロードやマイナンバーカードに関する情報については、以下のWebサイトにてご確認ください。

（日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

マイナンバーカードの健康保険証利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには、利用登録が必要です。登録方法は3つあります。

① 医療機関・薬局での登録

医療機関・薬局での登録方法は下記のとおりです。手順に沿って対応ください。

必要なもの

- マイナンバーカード

1

マイナンバーカード
を保険証として登録

マイナンバーカードを保険証
として利用するための登録が
必要です。

登録せずに終了

登録する

「登録する」を選択してください。

2

保険証として登録

マイナポータル（国・自治体のマイナポータル）に
アクセスし、利用規約を確認し、同意する
必要があります。

終了する

同意して次へ進む

マイナポータルの利用規約を確認し、
問題なければ「同意して次へ進む」を
選択してください。

3

登録が完了しました

マイナンバーカードを保険証
として利用できます。

次へ

マイナンバーカードの健康保険
証利用登録完了です。
「次へ」を選択し、同意画面にお
進みください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには、利用登録が必要です。登録方法は3つあります。

② マイナポータルでの事前登録

必要なもの

- ・ マイナンバーカード
- ・ スマートフォン
- ・ 利用者証明用PW
- ・ マイナポータルアプリのインストール

登録手順

※画面イメージに沿って、以下の手順で登録してください。

- ① マイナポータルアプリを開いてログインし、「証明書」で「健康保険証」を選択します。
- ② 「マイナンバーカード利用」が赤字で「未登録」となっていたら、「登録」を選択します。
- ③ 登録に時間がかかる場合、「登録中」と表示されます。
- ④ 「マイナンバーカード利用」が「登録済」のステイタスになったら、利用登録完了です。

【画面イメージ】



③ セブン銀行のATMでの事前登録

必要なもの

- ・ マイナンバーカード
- ・ 利用者証明用PW

マイナンバーカードでの受診方法

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードで医療機関や薬局を受診する際には、顔認証付きカードリーダー※で本人確認や資格確認を行います。

※顔認証付きカードリーダーとは、マイナンバーカードの顔写真データを ICチップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。

来院

本人確認

同意事項の確認

受付完了

① マイナンバーカードを置く



顔認証付きカードリーダーの種類



富士通Japan
株式会社



パナソニック コネクト
株式会社



キヤノンマーケティング
ジャパン株式会社



アトラス情報サービス
株式会社



株式会社アルメックス

② 本人確認方法を選択

顔認証



暗証番号（4桁）

正しい暗証番号を入力してください

● ○ ○ ○

1	2	3
4	5	6
7	8	9
取消	0	クリア

あと2回

※番号位置は入れ替わります

③ 診療・薬剤・特定健診情報などの利用について確認・選択する。

過去の医療情報等の
提供に同意しますか。

【手術／診療、お薬／健診】

全て同意する

個別に同意する

④ 以下の画面が表示されれば、受付完了です。



バンゴウ ハナコ 様

カードを取り出して
待合室でお待ちください



同意事項について

顔認証付きカードリーダーでの受付時に、過去に処方された薬剤や特定健診等の情報を医師や薬剤師に提供するか同意確認をします。

同意方法の確認

過去の医療情報等の提供に同意しますか。【手術 / 診療、お薬 / 検診】

全て同意する

個別に同意する

手術

過去の手術情報を、当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

手術以外の診療・お薬情報

過去の手術以外の診療・お薬情報を、当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

お薬情報

過去のお薬情報を、当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

健診情報

過去の健診情報を、当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

全て同意する

過去の医療情報等を全て提供して問題無ければ、上のボタンを選択してください。まとめて同意完了となります。

個別に同意する

提供する情報を絞りたい場合は、下のボタンを選択してください。その後、手術やお薬の情報、健診情報などの提供について、順番に表示されるので、個別に同意の選択をしてください。

マイナンバーカードでの受診のメリット

マイナンバーカードを使って受診する主なメリットは以下のとおりです。



データに基づく より良い医療が受けられる

薬剤情報等の提供に同意をすると、おくすり手帳を見せなくても過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有できます。



手続きなしで高額療養費の 限度額を超える支払いが 免除される

マイナンバーカードで資格確認をおこなうため、紙の認定証の持参なし＆手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

「高額療養費制度」とは？

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。マイナンバーカードによる資格確認で高額療養費制度が適用されます。

コールセンターについて

マイナンバーカードについて、わからないことや困ったことがある場合は以下のコールセンターにお電話でお問い合わせください。

外国語対応

個人番号通知、通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォン[※]の紛失・盗難などによる一時利用停止

 [0120-0178-27](tel:0120-0178-27)

 [0570-064-738](tel:0570-064-738)※上記番号がつかない場合（有料）

受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

全日8：30～20：00

※一時利用停止は24時間

タイ語・ネパール語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語

全日9：00～18：00

マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

 [0120-0178-26](tel:0120-0178-26)

受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語

平日：9：30～20：00

土日祝：9：30～17：30（年末年始除く）